

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件」に関する意見募集結果について

令和8年3月31日  
鉄道局技術企画課

国土交通省では、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件に対する意見の募集を行いました。上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 実施方法

- ①募集期間：令和8年2月9日～令和8年3月11日
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

#### 2. 提出意見数

提出意見数：6件（うち本件に関係のない意見数5件）

#### 3. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局技術企画課

電話番号 03-5253-8546（内線40732）

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	外国人材の鉄道分野への受入れ拡大は反対である。	頂いたご意見は、本告示の内容とは直接関係はございませんが、今後の政策検討等の参考にさせていただきます。
2	「協議会の決定に従う必要がある」ということが書かれているが、弱い強制力しかなく、違反しても即時停止するわけではないので、実質協議会などないに等しい、形式だけの規制になる可能性があるのではないか。	鉄道分野特定技能協議会運営規程第7条第2項において「協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる」とされており。